

柳川市

第9期分別収集計画

(令和2年度～令和6年度)

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の焼却施設は建設から28年が経過し、老朽化による処理能力の低下が懸念される。そのため、当市では、みやま市との共同で新たなごみ焼却施設を建設し、令和4年度稼働に向けて施設整備を推進しているところである。また、リサイクル施設についても、当市独自で令和4年度の新施設建設に向けて施設整備計画に着手したところである。

なお、焼却灰の最終処分は、使用できる最終処分場を有していないため、セメント製造の原材料としてリサイクルしている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分量の削減、資源の有効利用及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本方針

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の軽減
- ・ 循環型社会の実現に向けた、廃棄物行政の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,476	2,448	2,419	2,392	2,367

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、現在の収集体制を基本とするが、必要に応じアンケート調査を行う等により、市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、廃棄物減量等推進審議会において、容器包装廃棄物の減量等に関する審議をより一層進めるとともに、数値目標等を設定することにより、実効性のある計画の策定及び活動を推進する。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校の場合において、副読本等の活用や社会科、生活科及び総合的学習の時間でのごみ処理施設への見学会及び授業での3Rの重要性等の環境教育を推進する。

地域で実施する出前講座や生涯学習講演会での3Rの取組やごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民や事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分の現状、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化への検討や繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参運動の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

リターナブル容器や再生資源を原材料として利用した製品の販売及び市民、事業者の積極的な利用を図るため、商店街等への働きかけや、市民、事業者に対するリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択するよう啓発に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の現状及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラ 無色のガラス製容器 ス製の容器 茶色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主としてダンボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	廃プラスチック（通称「廃プラ」）、トレイを含むプラスチック製容器

※ ただし、当市の現状の分別収集区分のとおり、新聞紙、段ボール及び紙パックを除く、その他の紙類として容器包装以外の紙類についても「雑誌類及びその他の紙」として一括して収集を行う。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率又は基本計画の変動率}$$

人口変動率は、直近5か年度の変動率で推計した数値を用いた。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
64,466人	63,698人	62,927人	62,159人	61,388人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.82%	98.81%	98.79%	98.78%	98.76%

10 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現在、市内の子供会等が行う集団回収を引き続き実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段 階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	市(委託)に よる定期収集	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製 容器	びん類	市(委託)に よる定期収集	市
	茶色のガラス製 容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市(委託)に よる定期収集	委託業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容 器包装	その他の 紙類		
プラス チック	ペットボトル	ペット ボトル	市(委託)に よる定期収集	委託業者
	その他のプラス チック製容器包 装	廃プラ	市(委託)に よる定期収集	委託業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

当面は、民間保管施設（主務大臣指定施設）で選別保管を行っていくが、令和4年度稼働開始を予定している新施設の整備計画と併せて、総合的に整備する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者及び行政からの委員で構成された、廃棄物減量等推進審議会の活発な活動により、推進体制を整備する。
- ・ 自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、現行のクリーン連合会の活動推進のため支援を行うとともに、廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物減量等推進員制度の創設について検討を行う。
- ・ 現在行っている子供会等による集団回収を促進するため、必要な支援を行う。また、集積所に市有地の無償貸与や分別収集に必要な機材を購入し、無償貸与するなどの支援を行う。
- ・ 毎年度に分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。